

わかやま中小企業元気ファンドによる
支援事業計画

1. 本県の産業振興施策におけるファンドの位置付け

I. 本県経済を取り巻く環境と今後の課題

(県経済の現況)

県北部地域には臨海部に石油・鉄鋼・化学等の基礎素材型産業が立地し、内陸部には繊維、皮革、家具、和雑貨、漆器など全国的にも有数の地場産業が立地・集積している。県南部地域では果樹を中心とする農林水産業と関連する食品加工産業や豊富な観光資源を活かした観光関連産業が基幹産業となっている。

県工業構造では基礎素材型産業に偏重し、また、地場産業は事業所数、従業員数で県工業の約半分を占めるなど地域経済の根幹を成しているものの、経済のグローバル化など環境変化への対応の遅れが活力の低下を招いている。観光産業においては国内外観光地との競争が激化し、また、農林水産業においては、安全安心をはじめとする消費者ニーズの多様化、国内外の産地間競争の激化、流通形態の多様化などへの対応が課題となっている。

我が国の経済情勢は、企業収益や雇用情勢の改善により緩やかな回復基調が見られるものの、本県経済では全体として業況の回復が遅れ、地域、業種、業態、規模などにより差異が見られる状況にある。また、今後、さらに都市部との経済格差が拡大していくことが懸念される。

(施策課題)

本県経済の回復基調をより確かなものとし、県内各地域が自立的で持続的な成長を達成していくためには、①地場産業等に蓄積されている産地技術、多様な農林水産物、観光資源を活かした新たな商品・サービスの開発など、本県の強みである地域資源を有効に活用し新しい事業に取り組む中小企業者等への支援、②県内には独自技術を持ち、国際競争力を有する企業（オンリーワン企業、ニッチトップ企業）が輩出しつつあるが基礎素材型産業に偏重した産業構造から転換していくために県経済を牽引する新たな中核企業の育成・振興が課題である。

II. 本県の産業振興施策におけるファンドの位置づけ

本県経済がめざすところを「時代を先導するしなやかな産業構造の実現」として、これを達成するためには、県内中小企業者等を振興・育成することが重要であり、本県では産業振興に係る施策を次の通り、体系化している。

<めざすところ>

時代を先導するしなやかな産業構造の実現

<基本方針>

県内企業の成長力強化

<施策方向>

- 1 中小企業の競争力強化
- 2 新たな産業の創出

<施策の柱>

- 1 イノベーションの創出支援

- 2 県産品のブランド化と販路開拓支援
- 3 経営の安定と成長を支える制度の充実
- 4 創業・第二創業の促進
- 5 企業誘致の推進
- 6 エネルギー供給基地化をめざした産業の創出

*和歌山県長期総合計画（平成29年度策定）を参考

これら基本方針を具現化していくための重要な施策となる本ファンドによる助成事業の活用は、平成29年度からの長期総合計画（10年間）において、地場産業などの県内企業の新製品開発から販路開拓までの取組を一貫して支援する施策として、また、新たなビジネスモデルの掘り起こしとして、本県産業振興施策の中核に位置づけられる。

また、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき、平成19年8月31日に経済産業大臣をはじめとする関係主務大臣から認定を受けた本県の「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」においても、本ファンドは関連施策として位置づけを行っているところである。

以上のことから、本格的な人口減少社会を迎える中、「時代を先導するしなやかな産業構造の実現」を実現していくために、行政、県内金融機関、公設試験研究機関、産業支援機関等が協働して県内中小企業者等による新事業のスタートアップを支援していくために本ファンドを引き続き実施する。

本ファンドの運営管理者は本県において中核的な産業支援機関としての役割を担う公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）とする。

なお、本ファンドを継続するに当たり、基金の運用益及び県が財団に交付する補助金により、県内中小企業者等が行う事業に対して助成を行う。

2. 支援重点分野

本ファンドによる支援重点分野を次の通りとする。

- (1)地域資源活用分野（「和歌山ブランド」の創出）

I. 地域資源活用分野

県内中小企業等が県内で生産又は存在する地域資源を活用した新しい商品開発・販路開拓などの事業化支援

＜地域資源の種類＞

本県内で生産又は存在する地域資源は次の通りである。

- (1)農林水産物

〈主な品目〉温州ミカン、カキ、南高梅、モモ、タチウオ、マグロ、紀州材等

(2) 鉱工業品とその製造技術

〈主な品目〉織物、染色・繊維染色製品、ニット、皮革製品、機械加工製品、合成樹脂製家庭用品、漆器等

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

〈主な品目〉世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道・高野地域」、日本遺産「鯨とともに生きる」、白浜温泉（円月島、三段壁、千畳敷含む）等

3. 助成対象

本ファンドにおける助成対象事業者は次の通りとする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項の規定に基づく創業者
- (2) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第1項の規定に基づく中小企業者
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づくNPO法人

また、上記、(1)から(3)の助成対象事業者（以下「中小企業者等」という。）に係る助成対象事業は、支援重点分野に位置づけた地域資源活用分野において中小企業者等が行う新商品・サービスの開発・販路開拓に係る事業とする。

4. 助成対象の選定・支援方法

I. 助成対象の選定

助成対象事業は公募し、財団に設置する「わかやま中小企業元気ファンド事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で採択の可否、助成額を決定する。

審査委員会は学識経験者、金融・技術・販路開拓・マーケティング等の専門家等で構成し、次に掲げる選定基準等を考慮し、必要に応じて現地調査等を行い、資金助成による費用対効果を検討したうえで、予算の範囲内で、公正に助成事業の審査を行う。

〈選定基準〉

- (1) 新規性、革新性
- (2) 市場性、競争力
- (3) 経営体制
- (4) 事業計画の熟度
- (5) 地域経済に対する貢献・波及効果、雇用効果

II. 支援方法

中小企業者等に広く周知し公募するほか、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の産業支援団体を通じて広報及び連携し、新たな事業者を掘り起こしていく。また、本県の農林水産物、観光資源を活用した新商品開発等を促進するために、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、さらに観光協会など観光関連団体を通じた情報提供や事業の芽の掘り起こしを進める。

さらに、ファンドに資金拠出する県内金融機関や、政府系金融機関とも連携し、中小企業者等に向けて情報発信し、新事業になりうる芽の掘り起こしを進めていく。

設置期間は10年間とする。特に当初5年間を重点戦略期間とし、事業効果の速やかな拡大を図るべく、関連機関と協力して多面的な支援を行うとともに、5年経過後、本ファンド事業の効果測定を行い、制度見直しや支援対象の「選択と集中」を実施する。

資金支援（助成事業）以外のフォローアップについては、ファンド運営管理者である財団を中心に、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の産業支援団体と連携し、新事業の構想・準備段階から成長・発展の各段階において「相談・情報提供」「経営支援」「人材育成支援」「技術・研究開発支援」「資金支援」の支援策を活用しながら、ファンド助成対象者を支援していく。さらに、本ファンドに資金拠出する金融機関においては、そのネットワークを活用し、新たなビジネスマッチングや販路拡大などを支援していく。

5. 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

本ファンドに係る事業成果の目標は次の通りとする。なお、成果目標の達成状況は審査委員会において、毎年度評価を受けるものとする。

＜中小企業者等が行う新商品・サービスの開発・販路開拓に係る事業＞

(1) ファンド助成事業完了後3年後の事業化率が60パーセント以上

附 則

この計画は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。